

令和4年3月25日招集

令和4年 第3回

東根市農業委員会定例総会議事録

東根市農業委員会

令和4年第3回東根市農業委員会定例総会議事録

1. 令和4年第3回東根市農業委員会定例総会を東根市役所 401・402 会議室に招集した。

1. 令和4年3月25日（金） 午前10時00分開会

1. 出席委員は、次のとおりである。（17名）

2番 本 田 勝 彦	3番 門 脇 功	4番 東 海 林 光 輝
6番 寒 河 江 一 浩	7番 庄 子 裕 絵	8番 高 岡 貞 雄
9番 仲 野 孝 藏	10番 石 山 一 穂	11番 吉 田 好 春
12番 岡 田 邦 弘	13番 栗 原 洋 幸	14番 阿 部 昇
15番 大 内 恒 一	16番 小 野 博	17番 岡 田 和 敏
18番 瀬 野 幸 太 郎	19番 菅 原 繁 治	

1. 議事日程

- 第 1 議事録署名委員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 報第4号 農地賃貸借契約の合意解約について
- 第 5 報第13号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について
- 第 6 議第14号 農地法第3条第1項目的の買受適格証明願いについて
- 第 7 議第15号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
- 第 8 議第16号 農用地利用集積計画について
- 第 9 議第17号 農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画について
- 第 10 議第18号 贈与税等の納税猶予に関する適格証明について
- 第 11 農地あっせん委員会の報告
- 第 12 農地転用委員会の報告
- 第 13 地区委員会の開会及び報告

1. 事務局出席者は、次のとおりである。

事務局長	岡 田 正 樹	農政主査兼係長	杉 村 兼 吾
農地係長	松 岡 義 朗	主任	三 坂 智江美

1. 議 長 農業委員会会長 菅 原 繁 治

1. 議事の顛末

【議長】

只今から、令和4年第3回東根市農業委員会定例総会を開会いたします。

本日の総会に欠席の届出ありました委員は、1番 大江正好委員、5番 高岡茂雄委員、であります。

遅刻の届出ありました委員、まだ見えていない委員はおりません。

従いまして、出席委員の数も定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第1号によって進めてまいります。

日程第1、議事録署名委員の指名を行います。

12番 岡田邦弘委員、13番 栗原洋幸委員、以上2名の委員を指名いたします。

次に日程第2、会期の決定であります。お諮りいたします。農業委員申し合わせ事項第7項により、会期を本日限りにしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。よって、本総会の会期は本日一日限りに決定いたします。

次に、日程第3、諸般の報告を行います。

第2回定例総会後の農業委員会事務処理等の内容は、別紙お手元に配付している資料のとおりでありますのでご了承願います。以上で諸般の報告を終わります。

これより、議事に入ります。

日程第4、報第4号農地賃貸借契約の合意解約についてから、日程第10、議第18号贈与税等の納税猶予に関する適格証明についてまでの、1報告と6案件を一括議題といたします。

これより議案の説明を求めます。岡田事務局長。

【岡田事務局長】

令和4年第3回東根市農業委員会定例総会議案書に基づき、ご説明いたします。

1頁をお開き下さい。

今月の農地賃貸借契約の合意解約の届出は、19件であります。

報第4号農地賃貸借契約の合意解約について。

農地法第18条第6項の規定により通知があった、別紙土地に係る合意解約については、同条第1項ただし書きに該当し、県知事の許可を要しないものであることを確認したので、本会に報告するものであります。2頁をお開き下さい。

農地賃貸借契約の合意解約関係。

受付番号 15 番、土地の所在：大字東根元東根字上江●●●●。地目、登記簿：田、
現況：田、地積：3,623 m²。賃貸人住所氏名：東根市本丸西一丁目●●●●、●●●●。
賃借人住所氏名：東根市大字蟹沢 2231 番地 4、株式会社H I G U M Aファーム 代表取締役 熊沢儀行。解約後の利用：第三者へ売却であります。

以下、受付番号 16 番から 33 番までの 18 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。5 頁をお開き下さい。

今月の農地法第 3 条の許可申請は、11 件です。

議第 13 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について。

農地法第 3 条第 1 項の規定による、別紙土地に係る許可申請について、本会の議決を求めるものであります。6 頁をお開き下さい。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請関係、所有権移転です。

受付番号 25 番、土地の所在：大字東根元東根字上江●●●●。地目、登記簿：田、
現況：田、地積：3,623 m²。譲渡人住所氏名：東根市本丸西一丁目●●●●、●●●●。
事由：相手方の要望、経営面積：14 a。

譲受人住所氏名：東根市本丸南一丁目●●●●、●●●●。事由：新規就農、
経営面積：0 a であります。

以下、受付番号 26 番から 7 頁の受付番号 30 番までの 5 申請は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第 3 条総括表、所有権移転は記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。8 頁をお開き下さい。

農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請関係、賃貸借権設定。

受付番号 31 番、土地の所在：大字東根元東根字日塔●●●●。地目、登記簿：田、
現況：樹園地、地積：2,942 m²の内 2,000 m²。
貸人住所氏名：東根市本丸南二丁目●●●●、●●●●。事由：相手方の要望、
経営面積：149 a。

借人住所氏名：東根市三日町四丁目●●●●、●●●●。事由：新規就農、
経営面積：0 a であります。

以下、受付番号 32 番から 35 番までの 4 申請は、記載のとおりでありますので説明を省略させていただきます。

農地法第 3 条総括表、賃貸借権設定は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。9 頁をお開き下さい。

今月の農地法第 3 条第 1 項目的の買受適格証明願は 2 件です。

議第 14 号農地法第 3 条第 1 項目的の買受適格証明願いについて。

農地法第 3 条第 1 項目的の別紙土地に係る買受適格証明願いがあったので、「民事執行法による農地等の売却の処理方法について」（平成 13 年 1 月 5 日付け 12 構改 B 第 1242 号農林水産省構造改善局長通知）に基づき別紙意見を付して本会の議決を求めるものであります。10 頁をお開き下さい。

農地法第 3 条第 1 項目的の買受適格証明願関係。

受付番号 1 番、土地の所在：大字野川字向原●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地積：6,966 m²。

適格証明申請人住所氏名：寒河江市大字高屋 2064 番地の 2、株式会社庄和農園 代表取締役 辻 庄悦。経営面積：21 a、事由：経営規模拡大。

所有者住所氏名：東根市大字野川●●●●、●●●●。

入札期間：令和 4 年 4 月 19 日から令和 4 年 4 月 26 日まで。開札期日：令和 4 年 4 月 28 日、開札場所：山形地方裁判所売却場。

以下、受付番号 2 番は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

意見としては、当該買受適格証明書の交付を受けた者が競売において落札し、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請書を提出した場合において、東根市農業委員会会長が当該証明書の交付時と事情が異なっていると認めたとときを除き、これを許可して差し支えないものとするものであります。11 頁をお開き下さい。

今月の農地法第 5 条の許可申請は、2 件です。

議第 15 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。

農地法第 5 条第 1 項の規定による別紙土地に係る許可申請について、本会の意見を求めるものであります。12 頁をお開き下さい。

農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請関係。

受付番号 8 番、土地の所在：神町西一丁目●●●●。地目、登記簿：畑、現況：樹園地、地積 1,849 m²。譲渡人住所氏名：東根市大字郡山●●●●、●●●●。職業：無職。

譲受人住所氏名：東根市神町北五丁目 3 番 24 号、株式会社ラディッツ 代表取締役 矢萩 賢一、職業：不動産業。東根市中央二丁目 11 番 1 号、天野地所株式会社 代表取締役 天野 誠也、職業：不動産業。

転用後の主要目的：貸駐車場、通路で所要面積計が 1,849 m²。備考として、所有権移転があります。

以下、受付番号 9 番は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農地法第 5 条総括表は、記載のとおりでありますので説明を省略させていただきます。13 頁をお開き下さい。

ただいま説明いたしました、農地法第5条の申請箇所を示す、位置図でありますので、参考にしていただきたいと思います。14頁をお開き下さい。

今月の農用地利用集積計画案件は、66計画です。

議第16号 農用地利用集積計画について。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく、別紙土地に係る東根市農用地利用集積計画について、本会の決定を求めるものであります。15頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、所有権移転です。

受付番号13番、土地の所在：大字荷口字上新田●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：1,047㎡。売人住所氏名：千葉県千葉市花見川区千種町●●●●、●●●●。

買人住所氏名：河北町大字田井●●●●、●●●●。利用目的：水田として利用、移転時期：令和4年3月25日。対価、総額：60,000円、支払い方法：現金。

支払期限：令和4年4月21日、引き渡し時期：令和4年4月22日。

買人の耕作面積は138aであります。

以下、受付番号14番から16頁の受付番号17番までの4申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表、所有権移転は記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。17頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、賃貸借権設定です。

受付番号80番、土地の所在：大字東根元東根字上江●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：4,725㎡。貸人住所氏名：東根市本丸東●●●●、●●●●。

借人住所氏名：東根市本丸東●●●●、●●●●。種類：賃貸借権設定、利用目的：水田として利用。始期：令和4年3月25日、終期：令和10年3月24日。賃借料：10aあたり60kg、6年再設定。借り人の耕作面積は831aであります。

以下、受付番号81番から25頁の受付番号134番までの54申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表、賃貸借権設定は、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。26頁をお開き下さい。

農用地利用集積計画関係、使用貸借権設定です。

受付番号135番、土地の所在：大字羽入字北原●●●●。地目、登記簿：畑、現況：畑、地積：626㎡ ほか1筆。

貸人住所氏名：東根市大字羽入●●●●、●●●●。

借人住所氏名：東根市大字羽入●●●●、●●●●。種類：使用貸借権設定、利用目的：畑として利用。

始期：令和4年3月25日、終期：令和14年3月24日。賃借料：無償、10年新規、借人の耕作面積は352aであります。

以下、受付番号136番から140番までの5申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表、使用貸借権設定は記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。27頁をお開き下さい。

今月の農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画案件は16計画であります。

議第17号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画について。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第2項の規定に基づく、農用地利用集積計画について、本会の決定を求めるものであります。28頁をお開き下さい。

受付番号7番、土地の所在：大字東根元東根字下白金●●●●。地目、登記簿：田、現況：田、地積：1,158㎡。貸人住所氏名：東根市大字長瀬●●●●、●●●●。借人住所氏名：東根市大字長瀬1399番地、株式会社ファーム片桐 代表取締役 片桐忠一。種類：賃貸借権設定機構、始期：令和4年3月25日、終期：令和14年3月31日。賃借料：10aあたり10,000円。

以下、受付番号8番から30頁の受付番号22番までの15申請については、記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。

農用地利用集積計画総括表、賃貸借権設定機構は記載のとおりでありますので、説明を省略させていただきます。31頁をお開き下さい。

今月の贈与税等の納税猶予に関する適格証明案件は、1件です。

議第18号贈与税等の納税猶予に関する適格証明について。

別紙、贈与税等の納税猶予に関する適格証明について、平成元年3月30日付け、元構改B第156号農林水産省構造改善局長通知「農地関係事務処理の迅速化及び適正化等について」第3(1)の規定により、本会の議決を求めるものであります。32頁をお開き下さい。

贈与税等の納税猶予に関する適格証明該当者。

番号1、住所：東根市宮崎一丁目●●●●。世帯コード：025-0102。相続人：●●●●、被相続人：●●●●。備考：相続税であります。

以上で、報告案件1件と、議案6件の説明を終わります。よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

【議長】

次に日程第11、農地あっせん委員会の報告を農地あっせん委員会委員長より求めます。9番、仲野孝藏農地あっせん委員会委員長。

【9番仲野孝藏農地あっせん委員会委員長】

はい、9番仲野です。農地あっせん委員会会議結果報告。

農地あっせん委員会を3月18日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は農地法第3条による所有権移転の許可申請6件、賃貸借権設定の許可申請5件、農地法第3条第1項目的の買受適格証明について2件、贈与税等の納税猶予に関する適格証明について1件、合計14件の取り扱いについてであります。

農地の権利移動の許可申請案件については、去る3月15日実施の、事務局による現地調査、さらに、提案された関係地区の農地あっせん委員による現地調査結果をもとに慎重に審査を行いました。

はじめに、所有権移転の許可申請についてですが、受付番号25番、28番及び29番の申請事由は、新規就農となります。

受付番号26番、27番及び30番の申請事由は、経営規模拡大となります。

次に、賃貸借権設定の許可申請についてですが、受付番号31番及び32番の申請事由は新規就農となります。

受付番号33番、34番及び35番の申請事由は、経営規模拡大となります。

なお、今月開催されました委員会において、新規就農希望者である●●●●氏、他3名への聴取も行われ、協議の結果、この度の農地法第3条申請について許可する事と致しました。

いずれの案件も、取得後のすべての農地を利用すること、機械、労働力、技術などをみても問題がないこと、地域との調和に支障がないことから、許可要件をすべて満たしております。

次に、農地法第3条第1項目的の買受適格証明についてですが、受付番号1番は、寒河江市の農地所有適格法人、受付番号2番は東根市内の農家であり、農地法第3条の許可要件を満たしている者であることを確認したところです。

次に、贈与税の納税猶予に関する適格証明についてですが、周辺農地に影響を及ぼすことなく耕作しており、適格に管理されていることを確認したところです。

以上のことから、今月の案件は、すべて許可することが妥当であるとの意見の一致をみております。

以上が、農地あっせん委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましてもよろしく願いいたします。

【議長】

次に、日程第12、農地転用委員会の報告を農地転用委員会委員長より求めます。

2番、本田勝彦農地転用委員会委員長。

【2番本田勝彦農地転用委員会委員長】

はい、2番本田です。農地転用委員会会議結果報告。

農地転用委員会を3月18日に開催しましたので、その会議の結果について報告いたします。

このたび、提案されました議題は農地法第5条による許可申請2件についてであります。転用許可申請関係案件については、去る3月15日実施の当番委員、及び事務局による現地調査をもとに審査を行いました。

農地法第5条についての農地区分、及び、立地基準の判断であります。受付番号8番については、都市計画法に規定する用途地域が定められている区域にあるため、第三種農地となりますが、貸し駐車場を整備するものであります。

農地区分(第三種農地)「第2の1の(1)のエの(ア)b(c)」に該当。

受付番号9番については、農地の規模が10ヘクタール以上の区域にあるため第一種農地となりますが、集落に接続して、建築条件付き売買予定地を整備するものであります。

農地区分(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(ア)a」に該当。

立地基準(第一種農地)「第2の1の(1)のイの(イ)c(e)」に該当。

以上を踏まえ、許可基準に留意し、各申請内容を検討した結果、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

以上が、農地転用委員会の報告であります。

つきましては、本総会におきましてもよろしくお願ひいたします。

【議長】

以上で議案の説明と農地あっせん委員会、及び、農地転用委員会の報告を終わります。

これより、質疑を行います。ご質疑ありませんか。2番、本田勝彦委員。

【2番 本田勝彦委員】

はい、2番本田です。農地法第3条第1項の規定による許可申請関係、所有権移転について、議案書6頁の受付番号28番ですが、譲受人が群馬県の方で新規就農のようですが、どのような方なのでしょう。

【議長】

只今の本田委員からの質問について、事務局より答弁願います。

【事務局 松岡係長】

はい。この方は、譲渡人の次男で、仕事の関係で現在単身赴任中ではありますが、もともとの自宅は、今回申請にあがっている農地の隣にあります。このたび、その農地を父親より譲り受け、りんご等を作ると聞いておりますが、当人の住所が父親と異なり、別世帯となっているため、経営面積が0となり新規就農扱いとしています。仮に、これが同居世帯

だった場合は、経営面積は世帯でみるので0ではなくなり、新規就農扱いにはしていません。以上のことから、この案件については新規就農としております。なお、この方はまもなく群馬より戻ると聞いております。以上です。

【議長】

事務局より説明がありました。本田委員よろしいですか。

【2番 本田勝彦委員】

はい、わかりました。

【議長】

ほかに何かご質問ありませんか。質疑もないようですから終結いたします。

次に、日程第13、地区委員会の開会及び報告についてであります。お諮りいたします。

ただいまから、15分の時間内で地区ごとに議案を審議していただき、その結果について報告を願うことにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

異議なしと認めます。

それでは、これから速やかに地区委員会の開会をお願いします。

なお、議第16号農用地利用集積計画について、10番石山一穂委員、及び18番瀬野幸太郎委員が農業委員会等に関する法律第31条の規定による議事参与に関する制限に該当します。したがって、この議事に参与することが出来ないことをご了承願います。

それでは15分をめぐりに、地区委員会の開会をお願いいたします。ここで、暫時休憩いたします。

(地区委員会及び休憩)

【議長】

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。これより地区委員会の審議の結果の報告を求めます。最初に、東根・神町地区委員会の報告をお願いします。

【13番 栗原洋幸委員】

13番栗原です。東根・神町地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第13号については、経営規模拡大および新規就農によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第15号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 16 号については、水田および樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

議第 17 号については、地域の中心となる担い手等に貸与するものであり、当該計画を認め、決定することの意見の一致をみました。

議第 18 号については、農地あっせん委員会の報告と同様、農地を耕作・管理しており証明要件を満たしていると認め、承認することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

次に、東郷・高崎地区委員会の報告をお願いします。

【17 番 岡田和敏委員】

17 番岡田です。東郷・高崎地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第 13 号については、経営規模拡大によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 14 号については、農地法第 3 条の許可基準に照らし合わせ、適格証明の申請人が許可条件を満たしていると認め、承認することの意見の一致をみました。

議第 16 号については、水田および樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしくお願いいたします。

【議長】

次に、大富・小田島・長瀬地区委員会の報告をお願いします。

【11 番 吉田好春委員】

11 番吉田です。大富、小田島、長瀬地区に関係ある案件のみ報告します。

地区委員会において慎重に審議した結果、議第 13 号については、経営規模拡大および新規就農によるもので、農地あっせん委員会の報告と同様、労働力、地域調和など各要件を満たしていると認め、許可することの意見の一致をみました。

議第 15 号については、農地転用委員会の報告と同様、農地転用の許可基準を満たしており、正当であると認め、許可相当の意見を付することの意見の一致をみました。

議第 16 号については、水田、畑および樹園地として利用するものであり、農作業に常時従事し、効率的に利用できるなど、東根市農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の各要件を満たしていると認め、決定することの意見の一致をみました。

議第 17 号については、地域の中心となる担い手等に貸与するものであり、当該計画を認め、決定することの意見の一致をみました。

本総会におきましても、よろしく願います。

【議長】

これをもちまして、各地区委員会の審議の結果の報告を終わります。

これより採決に入ります。

報第 4 号農地賃貸借契約の合意解約については、報告事項でありますのでご了承願います。

それでは、始めに議第 13 号農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、議第 14 号農地法第 3 条第 1 項目的の買受適格証明願いについて、議第 15 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、以上 3 案件について一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議第 13 号から議第 15 号について、農地あっせん委員会、農地転用委員会、及び地区委員会の審議のとおり、許可すること、承認すること、及び許可相当との意見を付することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第 13 号から議第 15 号については、許可すること、承認すること、及び許可相当との意見を付することに決しました。

次に、議第 16 号農用地利用集積計画について採決いたしますが、その前に、10 番石山一穂委員、及び 18 番瀬野幸太郎委員に申し上げます。あなた方は、議事参与に関する制限に該当しますので、しばらくの間、退席願います。

お諮りいたします。

議第 16 号について、地区委員会の審議のとおり、決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第 16 号については、決定することに決しました。

10 番石山一穂委員、及び 18 番瀬野幸太郎委員の復席を求めます。

10 番石山一穂委員、及び 18 番瀬野幸太郎委員に申し上げます。

ただいま、議第 16 号については、決定することに決しましたので報告いたします。

次に、議第 17 号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画について、議第 18 号贈与税等の納税猶予に関する適格証明について、以上 2 案件について一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議第 17 号、及び議第 18 号について、農地あっせん委員会、及び地区委員会の審議のとおり、決定すること、及び承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手多数と認めます。

議第 17 号、及び議第 18 号について、決定すること、及び承認することに決しました。以上で、日程の全部を終了いたします。

これをもちまして、令和 4 年第 3 回東根市農業委員会定例総会を閉会いたします。ご苦労様でした。

午前 10 時 40 分 閉会

上記議事の顛末を記載しこれに相違ないことを証しとするためここに署名する。

東根市農業委員会定例総会

議 長

議事録署名委員

議事録署名委員